

改正されます



国民健康保険税

問合せ 保険医療課 ☎23-2117

平成30年4月から国民健康保険制度の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ります。

新しい財政運営について

- ◆ 県は、市町村が保険給付に必要な費用を、全額市町村に支払います。これにより、医療費が急激に増加しても、市町村は安定した保険給付が行えます。
- ◆ 市町村は、国保事業費納付金(※1)を県に納めます。

高萩市の平成30年度 納付金額 8億4538万5780円

※1 国保事業費納付金とは、市町村が支払う保険給付費の全額を県が市町村に交付するための財源として県が市町村から徴収するものです。また、県は県全体の保険給付額等の見込みを立て、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して配分します。

税率改正について

平成30年度からの制度改正に伴い、国民健康保険税の税率を改正します。

県に納める納付金は、市の財源(一般会計)からこれまで以上の繰入金で補っても不足が生じてしまいます。国保運営を維持していくために、平成30年度から税率を改正することになりました。

加入者の方には負担が増えることとなりますが、みなさんで助け合い支え合う国民健康保険制度の趣旨の観点から、ご理解ご協力をお願いいたします。

国保税の決め方について

国民健康保険税は75歳未満の国保加入者の医療費に充てられる医療分と、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への支援金分、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者としての介護分の3つの合計額を国民健康保険税として負担していただきます。

$$\text{国保税} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

税率の比較について

		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
平成29年度 (改正前)	医療分	6.65%	37.50%	22,100円	18,200円
	支援金分	1.40%	7.82%	4,800円	3,700円
	介護分	2.32%	13.59%	8,900円	4,700円



		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
平成30年度 (改正後)	医療分	6.88%	37.50%	23,500円	18,200円
	支援金分	1.47%	7.82%	5,100円	3,700円
	介護分	2.32%	13.59%	8,900円	4,700円

一人当たりの
平均課税額の比較

現行	改正後	増税額	増税率
85,108円	87,591円	2,483円	2.92%



平成30年度から

介護保険料改定

■問合せ 高齢福祉課 ☎22-0080

介護保険料（65歳以上の方）は、3年ごとに見直されます。今回の見直しで平成30年度から平成32年度までの高萩市の介護保険料が改定され、平成29年度との比較で年額4,900円（基準額）の上昇となりました。

保険料上昇の要因は？

- ・ 高齢化に伴う利用者数の増加
- ・ 国の介護報酬改定(0.54%増)
- ・ 65歳以上の方の負担率の増加(22%⇒23%)
などが主な要因です。

介護保険料の決まり方(65歳以上の方)

- ① 基準額を決めます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{市の介護給付に係る費用} \times \text{65歳以上の方の負担率(23\%)}}{\text{市の65歳以上の方の人数}}$$

- ② 基準額に所得などに応じた割合に乗じて段階的に決まります。(下の表をご覧ください。)

【65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料 基準額68,700円(年額)】

保険料段階	保険料年額	対象者	基準額に対する割合
第1段階	34,300円 ※(30,900円)	・ 生活保護を受けている方 ・ 世帯全員が市民税非課税の方 (老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額 ×0.50 ※(0.45)
第2段階	51,500円	世帯全員が市民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75
第3段階	51,500円	世帯全員が市民税非課税の方 (第1段階及び第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75
第4段階	61,800円	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額 ×0.90
第5段階	68,700円	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00
第6段階	82,400円	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20
第7段階	89,300円	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方)	基準額 ×1.30
第8段階	103,000円	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方)	基準額 ×1.50
第9段階	116,700円	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が300万円以上800万円未満の方)	基準額 ×1.70
第10段階	130,500円	本人が市民税課税の方 (前年の合計所得金額が800万円以上の方)	基準額 ×1.90

※第1段階は、公費投入により負担割合が0.45に軽減されます。()内が軽減後の保険料額です。
上記表の負担割合・保険料額は、制度の見直しにより変更となることがあります。

合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、合計所得金額から長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。また、保険料段階が第1～5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。